雲根志

後編

特1
1505

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505

ガラス使用

雲根志後編卷之四目錄

鐫刻類 廿四種

井氏藏書

金澤文庫

鏃石 一
紋附石 三
蜻蛉石 五
千佛石 十
佛足石 九
石勒 十一
景清牢石 十三
雷杖 十五
笛石 十七
曲玉 二
觀音石 四
屏風石 六
駒形石 八
刀疵石 十
天狗飯匙 十二
狐代石 十四
雷環 十六
薑擦石 十八

帝國圖書館藏 昭和十五

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

石彈子 十九
劍石 廿一
石墨 廿三
糸卷石 二十
神の絲 廿二
炭化石 廿四

雲根志後編卷之四

江州山田浦木内小繁重曉著述

鑄刻類 廿四種

鏃石 一

後日本後紀に承和六年出羽より言を去八月廿九日田川郡の西海より府に達するの往五十余里を過ぎて石なり

名山堂印

あかつき月の二日より森をやまで雷電をしく十余日を經て晴天をとる時に海濱より月出る頃石あり其數少かりしを或い鏃に似彈に似或い白く或い黑く又青く赤と

又二代實錄仁和元年六月廿一日出羽国秋田城中及飽海郡神宮の西濱に石の鏃をふるとと又云日年二月出羽国

特1
1505

飽海郡法山の神社の宝石猴を[illegible]と
泉州の旭峯と云伝わる生国出羽なり山人行て云出羽
出羽神宮と云事あり毎年矢の根石成て海に
此矢の根は禁なる矢洗と云演なりを神軍[illegible]
い海上西北松前の方よりあり線を掲るごとく白雲長さ
三四丈幅二十間程海中より涌出る事五七日も動うごく
毎年此例にて是を見るとき演ると役人より領
主津軽乃御役所へ上る此加勢として拾人足軽
五百人十日より出て是を[illegible]
白紙の苫を付ることを教ゆ[illegible]彼演るありて十組
そ[illegible]尚なく海中へ[illegible]時に大地震動し

雷電甚しく西東油を流し逆風吹上間に[illegible]
社内行と[illegible]是[illegible]
城下へ七里程なれども雲を[illegible]是[illegible]
[illegible]間に海底中[illegible]
法[illegible]是[illegible]五七日[illegible]
天気快晴[illegible]
侯[illegible]上辺の町人百姓[illegible]
を拾ひ求る事なり海中海中[illegible]
を取持る時は魔[illegible]
を[illegible]
[illegible]矢涂等神の[illegible]
[illegible]人力招指の用要[illegible]

又ある事なり山濱一里余又廣さ二里余此場所にて草木も小石もなく茅の粉ぐさき白砂なり伊弉冉尊い大物忌大神常々ものをぐ扱彼神いくさの紀又常此矢の根と稱し又指の事あり色い御社へ立那のを納せ矢此根なりと一年中又数百本神前又殺る所を既に絵き一本と殺なく散失せ又諸人此をもとめ山を此相てそをざる矢寶前へ多し色々散ちるとも石と知らを本鳥獣石を出を不を考る大和国法隆寺の三里東布留の社此丹波市此里山又大なるの稀又あり○尾張国三河村又稀又あり○常陸国鹿島海辺○近江国白髭明神此山又は国坂本○義濃国よい所

多し赤坂山客っへ里苗木山トウゴ山イブカ山ツボノ大川深蓮蜂屋此々○瓶弾国高原信濃水内郡下今井村○下野国日光金ケ原奥那須温泉は松前仁義南部左井村等又あり○出羽国鮑海又飯豊塚秋田山中本庄田川郡西濱海の海と○越後国黒河は伊弥彦大明神境内又賀茂又馬出村又三條郡の町沖此城又頸城郡保倉谷頸聖寺山等又あり○一紙壁七尾を不二の宮又ヒラと又不又あり○佐渡国鹿伏大明神境内○伯耆国小鹿谷○出雲国大社近山○濱田海村○肥前大村朝追岳○肥後芦北ようも稀又出る其外赤国小国又所不又べし佐渡国鉢河鹿伏明神此境内又毎年二月九日山神を祭る

五十日近くなれりのち入て鏃石をさぐり拾ひ出て
ひろとり紀伊熊野海をへて錦を取て錦は皮肉の間
より鏃石あり又諸国をへて大風吹れば山岳なくゝる山も
中よりあり或は雲れおちゝ法よりあり伊勢山田産うも色
彩等かゝるを大なるは人余小なるは三寸あり自然に
物とは人あきどもちゝ浜路の松園先生は蝦夷に人は鏃石
をひろ所を紀る玉石の羽より附て来り山地より落をえ
とは説極なりといへども本草綱目の時珍が云石蛇
粛慎国より出るとは本朝通紀に云斉明天皇二年阿部比
羅夫粛慎国とたゝかひ粛慎敗て生羆三頭虎七
十枚を獻ずと今考に粛慎国は蝦夷なりとをひろ

土人あるぶ事を知べし予鏃石一千種を蒐集をもて
形六小産所等かゝるを或は或は五分あり大
坂本義寺又鏃石三十六種を蒐集奇品なりおのゝ
異辨よりて最詳れるものあるゝ凡法肉より奇石を好
む人ゆゝるといてかゝるものい得ずとさるあるゝ

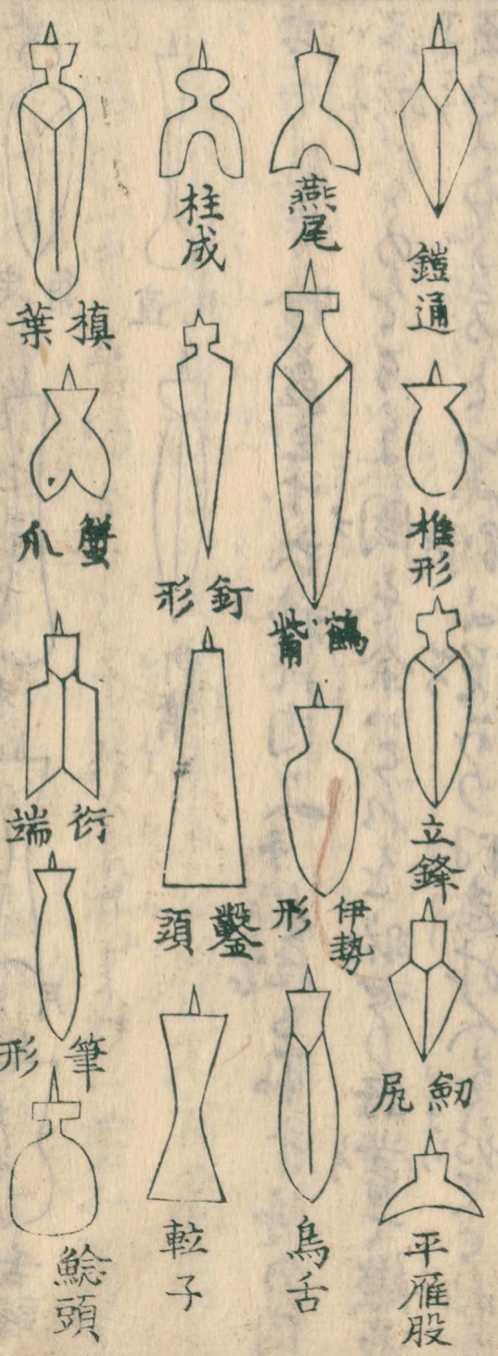

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

右本教寺珍蔵之十六種七内之手が蔵る和千種の内
吳形ものをらら図を余いこれを略せり予嘗て緑石
天又あるぶると以別に従ひ志れ人を待てこれを
弁ぜん故にこれを

曲玉　二

光彩大小一なるも大度曲て根れ方に敷あり吳体
なるもあり大なるも三匁すなるも小なるいこ五分こ予が
あつめ貯る和凡百品こ出羽は海これ禁よて堀出を

曲玉九枚をもあつめ壺ともに拔あつく予が所
ゆる其壺者古地こ又伊勢玉長器日本武尊の
御陵こて掘出せ一い十一枚壺も亦古地こ又丹波玉
素因乃山より掘出るもの四枚は壺を添て壺大
又吳形なる又美濃玉南宮山こて掘出るい二枚壺又
奇なる又近江玉蒲神山こて掘出せ曲玉出
こ河こて掘出い各其壺を添てこれを蔵むを余こ
曲玉ものこて法は古地或い社地より掘出るものこ
和泉釜口普賢院こ蓄る曲玉五枚磐石百箇八は玉
こ梅が山中こて掘出と者乃沢蔵井より一箇小菊賀
寺こ什物こ曲玉二百六十枚あり毎年正月元日此数

を改てを年れ吉凶を占ふ事あるとは亦伊豆権現
社神寶なるべし　又笠元熱地の瓦なりといふ又紀伊栗
太明神社御神宝なる十枚あり大さ三寸許なり狩法方
より納むるものかゝり況今これを略て凡曲玉出所定
まりなきものなれ古地或い社地又い名山或い古き御
陵などより稀に拾ひ得るものなれ　まもるを紀ぶる尾
平う孫蔵る所を出所又拾ひ得る役を紀ぶる尾
張元神村社土中之及び京坂用法南宮山内
玉客及聖又塔屋社山中元文年中より江戸之上山の
禁ぶて拾ひ得る若狭小浜大町裏の山尾及中
高西新戸墓村山石むり十枚の御鈴を研り和と

又日新一社宮山石い國常立尊古社産の石といふ山
城山名屋社を辺東河内といふ石石曲玉管石
嘗て拾ひ得る所の石い惟雷神社宮
ありしいふ伊予明和元年之河内国嵩瀬正宗寺境
内にて四社ごとに古墓を拾出せり内に管石十一あり
と元禄の頃伊賀国上野を所市新村にて拾出せりと
安永元年秋尾張知多新床鵜にて拾ひ五六十年
已前大地震社時京都八坂社塔社あるにて六十余枚
出ありとを江戸石新の宿合にむかひより法隆寺家
ありしにて十ケ年に家曲玉五枚を出せり今石新の
新狭新氏の祖先なり和歌蔵なり和歌蔵下新狐井堂山内出

信州木曾の長谷川出羽守秋田蔵の面能
登の穴水の玉カブト出雲の玉造備中朝日山等より
集候ら曲玉い古代製来れ当なりとい説あり
又い神代乃むりい玉を分て餅とと風儀
とそ別其玉なりとと漢渡れ拙しい説も
あり又悪なるものい多く御信より拙出ととい
不浄のもの〻ちよりあり人とあり又神代老及神書
よりえるら曲玉い今好事ある者のよいらぞ
名と伝てが拙なりというかくれごく信説あり
とへどもこれ尚ら疑思則神代巻よりえる和
して秘説あり故志れ人を伝てこれを伝べ一今一

二の蛟を斬て曲玉れ珍宝ともべきものを示
日本書紀神代巻素戔嗚尊将昇天時有一神号羽
明玉此神奉迎而進以瑞八坂瓊之曲玉
又曰尊将昇天時有一神奉迎進曲玉
又曰素戔嗚尊曰欲與姊相見亦欲献珍寶瑞八坂
瓊之曲玉耳　又曰汝以汝所持八坂瓊之曲玉可
以授予矣　又曰中枝懸以明玉所作八坂瓊之曲
玉　又曰賜八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劒二種宝物
日本紀垂仁天皇八十七年春二月大中姫物部十千
連ら石上の神宝を納しるる事神宝れ中ら年
志那れ脇ら出ら八人瓊勾玉あり

書紀に玉造の祖櫛明玉命を以て八坂瓊の五百箇命を授けたまふ

古事紀に八坂瓊の勾瓊五百箇簪須麻流の玉と

延喜式曰出雲国玉造明神に玉を造り祝ひ毎歳

禁裏へ曲玉六十連を献ずと

越後風土記に八坂丹に玉色青し青八坂瓊曲玉と云

神皇実録曰天皇如八坂瓊之勾曲

御鎮座次第紀曰以代水徳未顕天地未化八坂丹

之曲玉九宮捧

或神宝乃秘書曰青き曲がる玉きき衣とりつ

つむ秘事なりと　又云曲玉一名御祈玉

八坂は地名なりしかるを義しきを以て玉を

を取て御統に仕る　又云汝が居ふを予に可授

予がもてる曲玉を汝にやるべしと

曲玉都一百品

管石都五十品

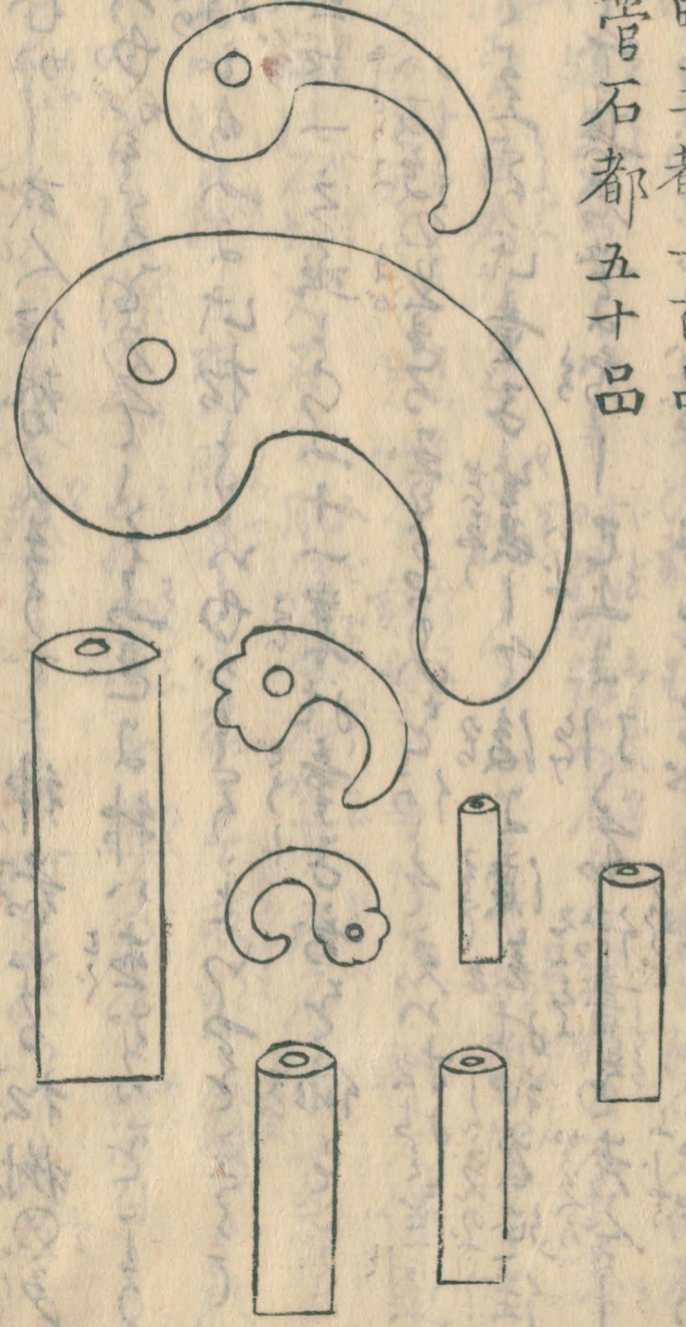

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

むかし武人伊勢の[illegible]で神祭なる松樹の多いもぐらるを[illegible]て[illegible]ぬるをのみ山松といもぐらるを称ハ変なるをこゝ出ハ一之巫より十一業社童子宮を俗を八坂後の出るを[illegible]のをこゝて[illegible]松ちを[illegible]とよりは童子生長して後に渡会社神宮延住して其名学を[illegible]已上より引る和漢書を考合して曲直[illegible]むべき事を[illegible]べし文を石清の社と[illegible]べ[illegible]ぬ[illegible]ハ子別の倫あり

紋附石之

江戸大ほれ富より京へ出る細道に小関城とて[illegible]

[illegible]寺社南より入て[illegible]と新合山道ハ[illegible]坂あれども本道より五六町を[illegible]山麓の紋付石[illegible]あり大石[illegible]の紋を刻付[illegible]ものハ古光の記[illegible]むの[illegible]秀吉公治の大仏殿御造立あるを時代の法大石より石垣の大石を[illegible]附あり巨大なるを柄[illegible]せ[illegible]して新近山[illegible]て大石を[illegible]て紋を刻付[illegible]ハ角ハ石垣大石を肥後石加賀石と[illegible]甚ハ[illegible]ハ陽[illegible]て求て鎖[illegible]ものなり後洛の富[illegible]山亭を造るの石に紋の付[illegible]を[illegible]して[illegible]今残[illegible]ものハ町[illegible]ちこに及べ

さる此大石の上に此道を作るとき時に徹通山白川驛馬等
ともあるとうんとせうしてよ取ちしるのなりんか

観音石　四

宝暦六年九月廿六日江戸辺俄に山崩水出て山中
谷々に人家を流し人も多く死せり此時芋洗沢
此所なる相生谷妙関寺と云一村丸流失ぬ此流
のみにて水出る里を云なり山の上に石なり此石面に数
々の跡ありて其跡に石なりこれ石面に数
音此像あり考るに山中に此流れ
行るの別せるや詳なりぞ

精嶮石　五

山城国宇治郡之宮村字石より之宮に通る道
此かたわらに一石あり高さ六尺余幅
い五六寸許石此面に如意輪観音此像を彫付り俗云
是石なり此石を精嶮石と云田村のうしひる薬師の
やかたの石山寺といふ此石のうへ
屏風石　六

摂津有馬より神崎へ通る道に
此川中に八度渡て有馬に出る道に彼川中に屏風石と
云のあり高さ五丈許幅ハ二三町の間屏風を立る
似り此石面に伝空海弥陀の六字を顕せりと今此
雨後なぐ石面湿時に文字顕て来伝へ云

千佛石　七

後波之来釈迦弥谷寺の山中岩石に彫付る俗説に傍空海一枚に千佛を彫刻せんと
を今一辨に成る時海柔来りて已に夜明るに
て彫し残りて九百九十九辨あるとい
駒形石　八

相州箱根芦の湯に弱ケ嵩と云る高山あり嵩山絶頂
に九尺周りの大石に水辨を穿て正面に観音を彫付
さらに其上に山の石を以て山の社の形のごとく
に造る石に用ゐるや俗に云る
を来世を知る人なし辨の中に常に水を湛へ

登山の人是を汲て此水を一掬ひ飲ば時に忽
に晴天に成ると忽ち雲りて大雨降るといふ

佛足石　九

和州薬師寺に仏足を彫る石あり傍に碑のごとく
二十首ばかり和歌を彫し石あり其文字古雅皇后の
ごとくにて天竺の仏足の法をのこりなく石あれば
それをおぼしめしやりて造るとぞ
梅尾山春日明神社の谷に佛足の形を彫し石あり
俗に明恵上人の足跡と

刀痕石　十

山城国鞍馬の奥俗に谷なる大石に刀痕あり俗

従ひむかし深の半若丸尚ふるきのびあらし時儲
正坊ふ長法れ奥義をそのぶと思其志力を伐し
瘢なりとて大石又小石ふるあり拯偽正坊ふ別
ふ時和方を論ず

いつしかうこんふ拯ぶ宝めぶきふれぶきあなはぶ

石鞦　十一

宝暦十年八月美濃国可児郡之宅氏来なるふの
一石を拯ふ長中ふて掘出ふ形似のかふ
れぶ一穴あり長さ尺幅ふすかし来廣し穴
れ左右一段高く筋あり金鞦ふ石重因あり何
ふるものと知る人なし来玉海氏石鞦と名く

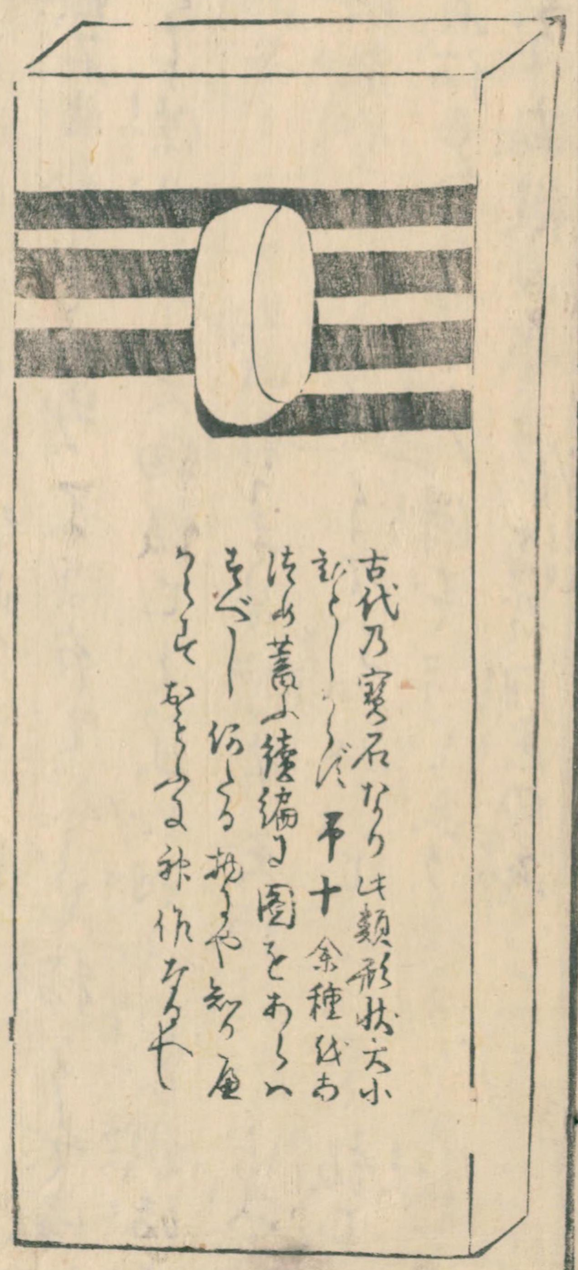

古代乃寶石なり此類形状大小
はなはだ著しく後編ふ図をあらハ
そのし伐ふ拯ふ拯ふ屋
ふ拯伐なり

又武人笠年濃尺色〈春拯徳行ふ出て赤板多の
ふ中ふて色を又ふとして又ふ
はい此色ふ稀ふあり又色微石曲玉雷斧の
拯ふ

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

天狗飯匕

土

天狗飯匕といふは瑪瑙の類にて色かるく之間小豆義流玉赤坂金生とれ小の藤市橋村谷氏瑪瑙石亭よ雲山の産寺石二十枚を珍玩に所有す青く黑く或は赤くよは紫にて薄く平なり雷斧瑪瑙石曲玉なごの出る石よりは有といへども稀にして得がたし洗硯にして天狗飯匕といふ出羽玉及び雑洗硯等ようも出ぬれ石にもやはり天狗飯匕といふ法波能登にもあるにてはいへども飯匕乃名何ぬしなるや考得ぬ子も多くは十枚と得ぬよう右瑪瑙石亭及び洗硯同志の藏る石義ここにかく

添十枚を左に図せ

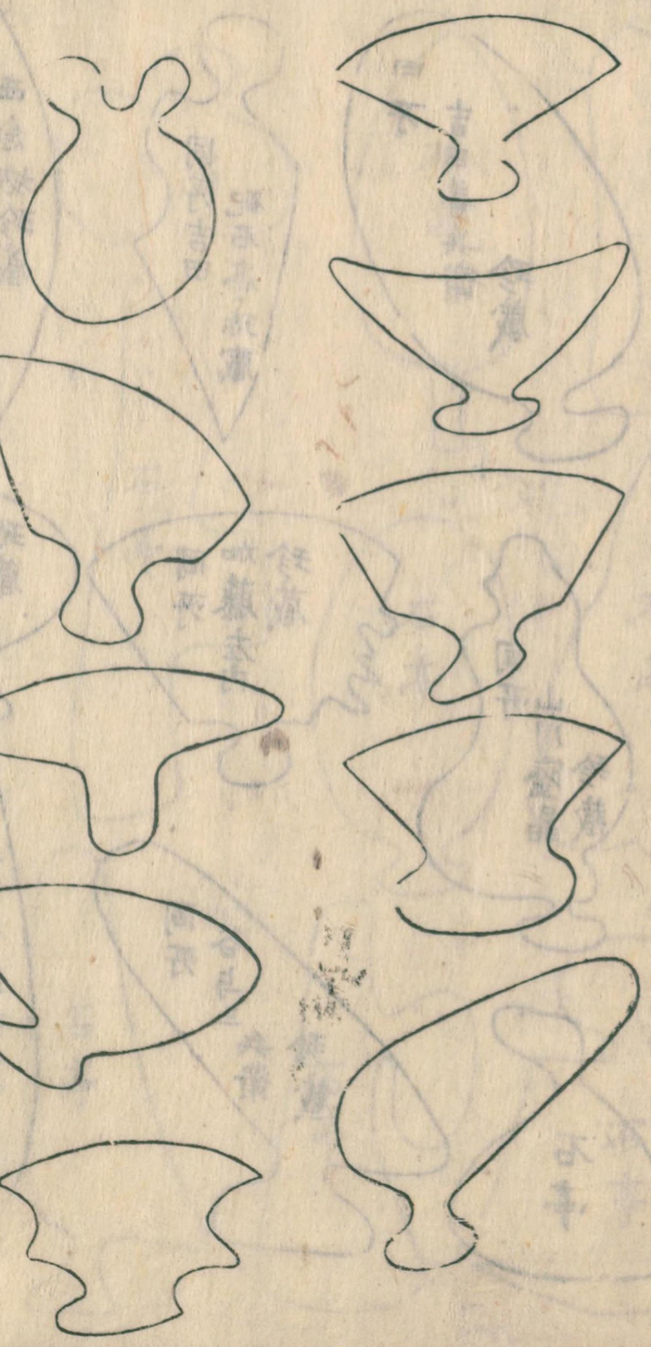

右瑪瑙石亭珍藏二十枚の内寺品なりしてこれを黑赤黄青紫なり

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

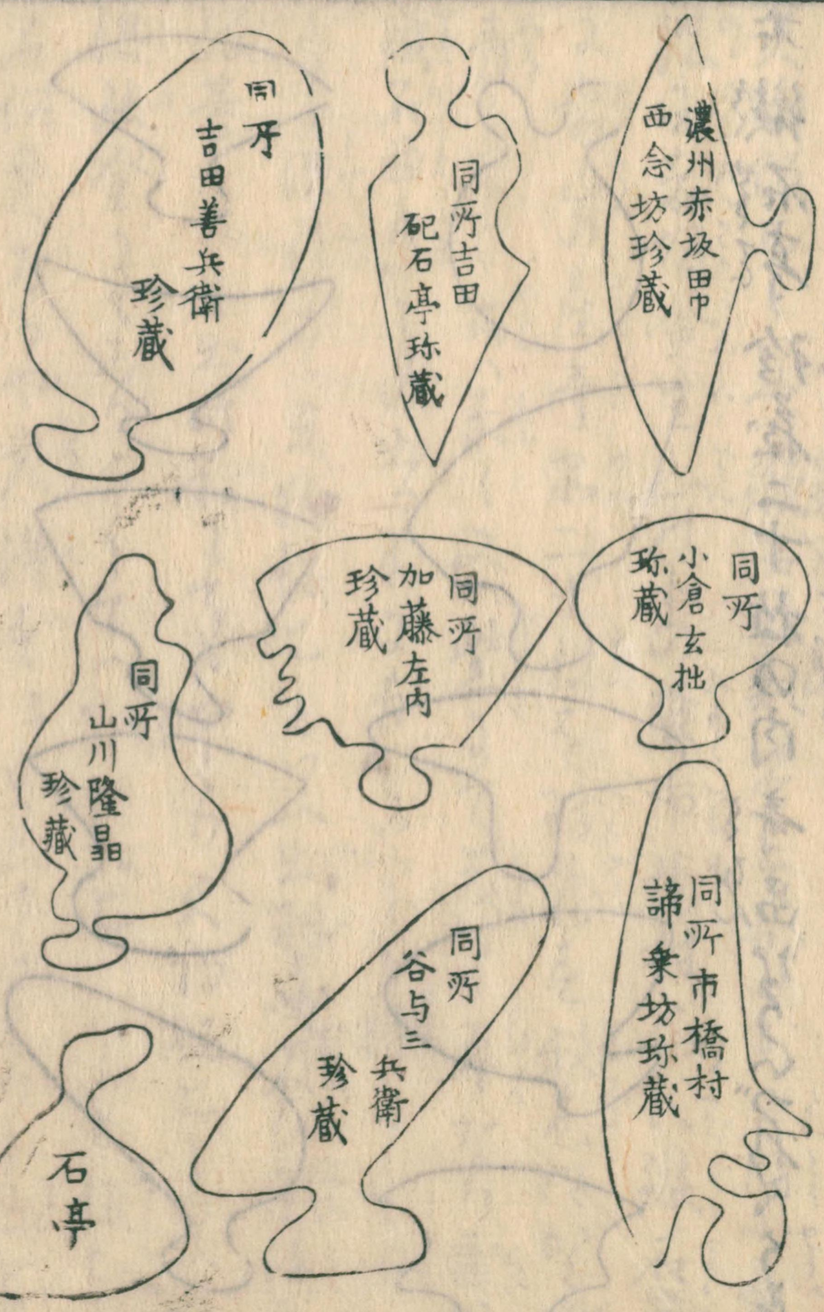

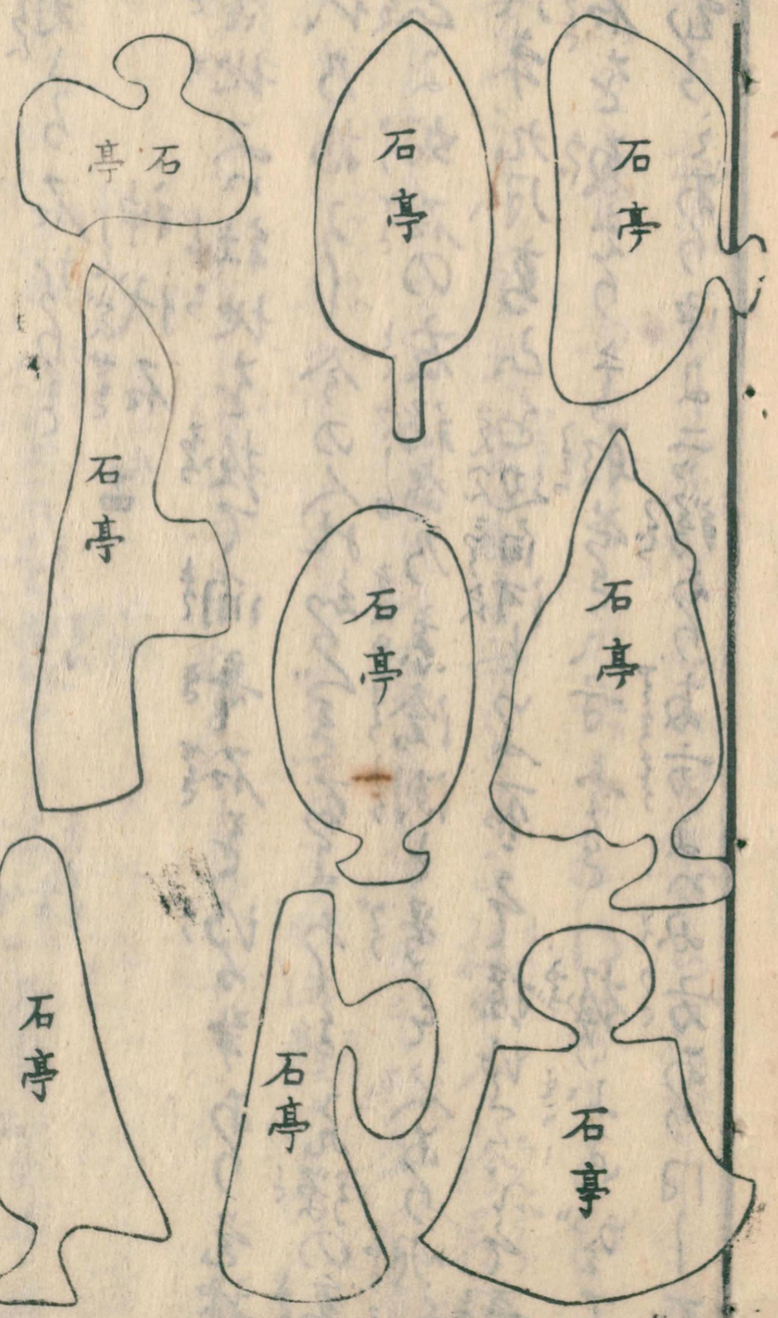

右十枚ハ紫雲佐渡誠孝義法を以て得る所なり

景清宰石　十三

京都五條若宮八幡門前北南青羽川の南人家の後

又牢れ谷といふ所あり此所に土中凡一丈余を掘るといへ切石を多く掘出す事あり相傳ふむかし悪七兵衛景清を繋ぎ獄屋此所に住て事獄屋なりと

神代石　十四

古地より社地を掘て用る奇石を切る事あり是神代乃拾ふ今の人此所にてあるべきと思ふ嫁石の友福禽乃素淡測と号て人あり明和八年九月高山を辺白河といふ所にて掘出して奇石を惠られ其ハ寸ふとき一掘りおもゝて

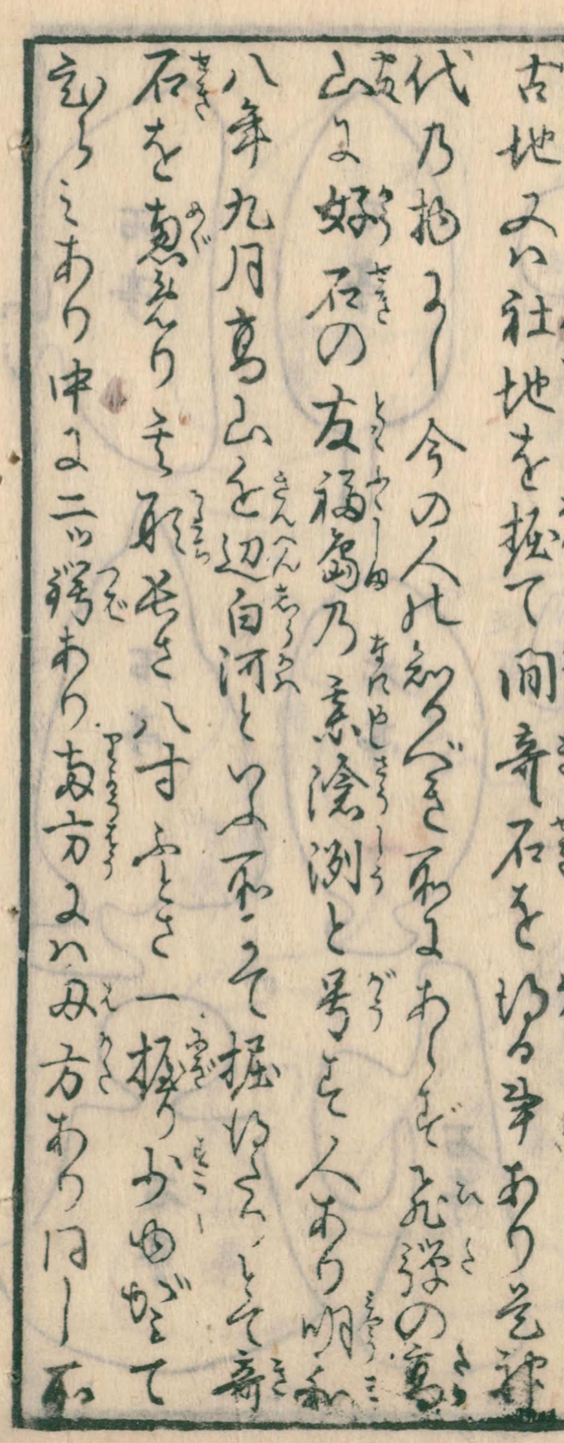

より掘出るとて かゝちいすゝ ちがいだ〜 二寸

黒色あると白色あるとの二つを掘るとき

方へ三人ばかり是を持方を手に投ぜ今珍義の

一つとを行るとのとて事を出ぐ〜 えんぐ〜 出ずなるとのとて山数ものの

ふかく 黒く 緑 篇 に 出 ま ん

雷　社　十五

此御坊石を光せう或ハ一石をおろして其

石を同じ基奇品光るを婦らを水長さ三人五

寸許ある杖ごとく地漆のごと全緑九くゝむて堅し

来あり 尖りかた方こす許下に弱れりとあり是て古

拍子にて伐るものをもつぱら雷書と所謂雷杖なるべし

雷環　十七

京都柳馬場八幡町法泉寺寺石数種を蔵むる中に飯蒸のごとくにして扁平あり中に一穴を穿ち色純黑堅質にして重し又因幡国丸木郡口谷の福田村にも雷書と雷神の蓄ふるを考るに奥州遠野郡遠野郷

山号にて出づ上古の拍なるべし

笛石

笛石玉にて造る横笛なり長さ五寸巻ほどにつくり

八分許色黄赤く珍物にして胡麻ばだらに斑点あり表に四穴あり三穴にして一穴は大なり全く横笛にして希代なるものなり冊後は山崩れ中より出し京都寺町法池上人本願館主人珍蔵なり此人亦玉石を愛す

薑擦石　十八

武人云甲州巨摩郡那谷村の後なる山中に稀に一石を拾ふ厚さ七八分長さ三寸或は四寸幅或は或は三寸面に欠肌にして未いまだ廣くないせず本邦方に柄ありよりて里人まさびおろし石といふ所謂薑擦の名あり

奥州南部の産なりと茶色にして彫刻の物とみゆ古
しと世に玉工乃手作にあらず奇物悉く皆同物なれども

石弾子 廿九

石弾子は手のひらに丸くして胡桃のごとし幾枚よせても大
さ形かはる事なく色黒白しえ来は土をまろめて
焼たるもの土中に数百年を経て石と化せしものとみえ
たり里人伝云神代の石つぶて玉なりとも又否を
知らず石弾子土弾子石弾丸土矢弾玉雷珠など称す
して方言是なり尾張国中嶋郡一宮近辺濃州南宮近辺
又は細川辺すべて此二ケ所の山林田畑の土中より掘出す
ありいまだ他国にある事を聞ずよくよくもあるべからず答へもあり

べし此二ケ所の中にて五十枚を拾ひたくはふ

糸巻石 卅

江州石部駅宿の末石箱を山松樹の下に堀て糸巻のごとき石
を数百個得たり其形十文字 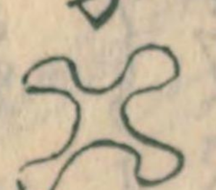 寸四方にて其色白
いかなるものとしる人なし予も二三を恵れて今に一ツを持せり
或僧これを見ていわく猶しらねども往年奥州白河関山の林寺に
紗等の墳内にて拾ひし事あり堅質にて形かも是ならずと
又は墳内にても土を破りて土中より出るを土人拾ひ求めて
家ぢ荘に携と俗説に昔源義経四国西国の時藤原秀衡此
家にて送り来て義経と別酒を酌従軍士にも酒をとらせ
然る後土器なりと

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

劒石

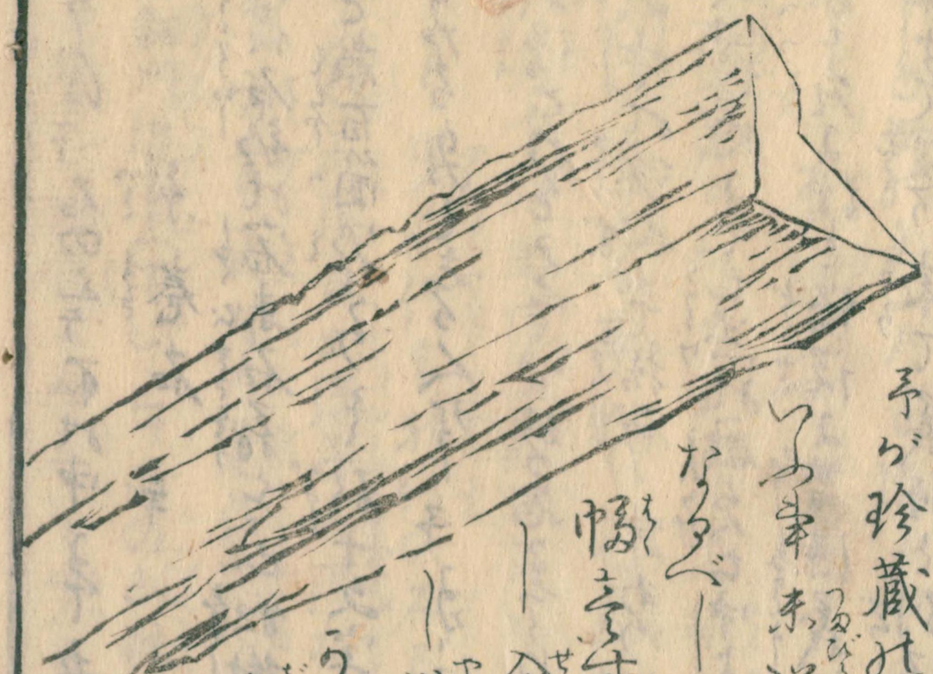

予が珍蔵せしてはなるものと
いふ事未詳おりよる祢代乃遺物
なるべし長九寸五分厚三四分
幅壹寸五分末尖りて劒のごと
し金蒔絵き肌まて色青黑
下地石乃数らといへども志
うをを石性あさ堅し
人作乃乃ようあらず
肥前國大村郡大村郡
出て掘ゆること

肥前國大村朝追嶽之產

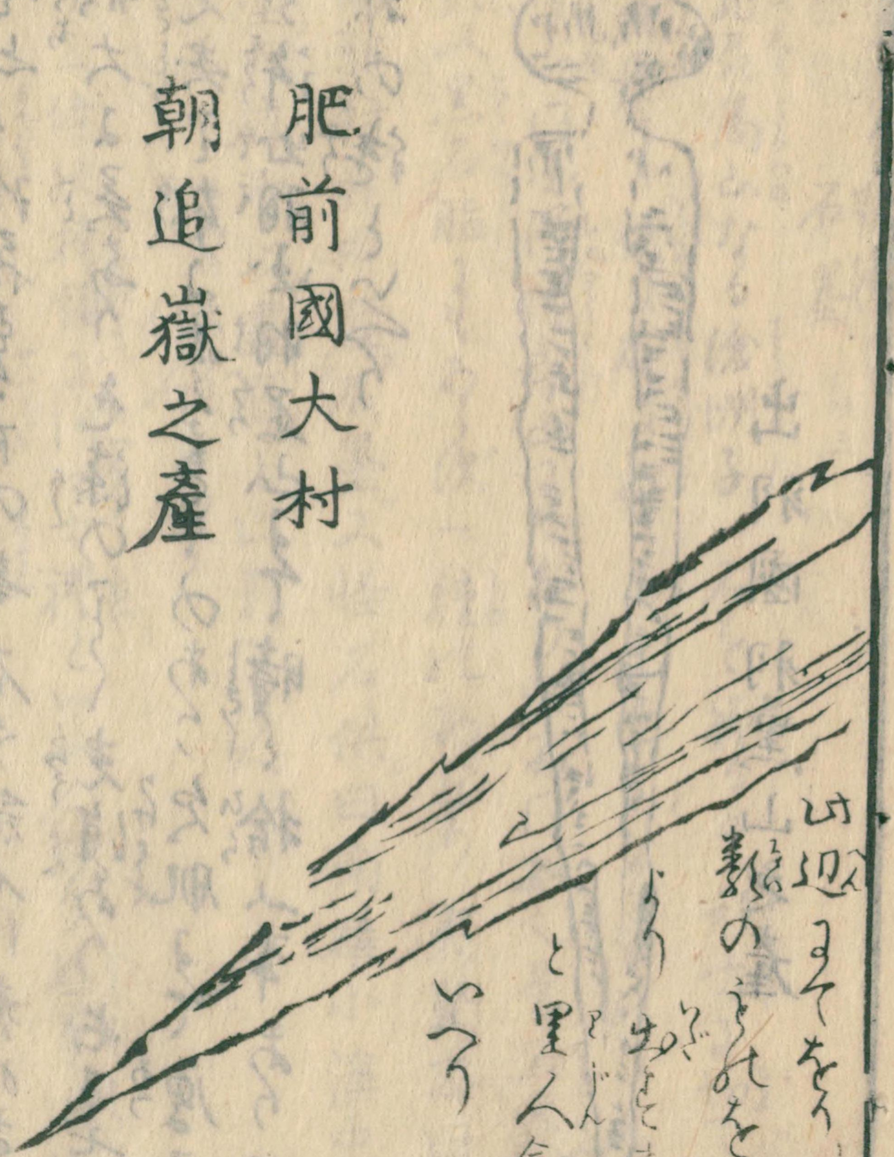

山迎まてをりしに
數のうれをたゝ中
より出ること本ち
と里人劒石と
いふ

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

神の遺　廿二

是亦予珍秘する所の奇石なり　剣石は數枚あるを形大なる者あり色漆のごとく光沢あり　七寸七寸ばかり光沢ありて厚さ二四分許出羽出羽黒山にて時々拾ふ事あり　里人神の遺といへり

出羽國羽黒山之産

石墨　廿三

飛騨高山なる滄洲子一石を彈る手形方に切て金くの墨のごとく試に硯に擦るに色黒き事漆の如し　大和法隆寺山にはあり　此石黛石炭石等の數に黒石脂もあり　一種此なり　夷堅志曰彰德南郭村井中産石墨又怪石供曰南雄小溪中産石墨人或取以畫眉と　計新なるべし

炭化石　廿四

京三條大橋頭を川に出て禅と云人あり　好事風流人也　石を砕て一丸を西播に遊て炭化石を切て今に珍秘す　姫路より四里許小倉峠と云宿あり　其の山を鶴山

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505
ガラス使用

特1
1505

と云ふ山乃石を破ハ石中ニ蔵あり石と化ずして
既金ハ石ニ異なる事ハ実に玉はゞとも石なり
多くあるゆゑに最も世ニ愛かるゝ石工大石を割
時ハ稀ニ出ると雖ども其石数品を為む續編ニあらんとす

雲根志後編巻之四大尾

繡像復讐奇談石見英雄譜 全部五十冊

南海 玉藻 主人 編輯
浪花 一鶯斎歌川芳梅 画

○後編 系師人作 七冊 ○二編 玉藻主人嗣著 ○三編 東陽子嗣著 ○第四輯以下作者一家
永禄元正の頃紀州名嶋の勇士岩見重太郎橘種季が朱さちより我者能ク
セー田の武功大蛇の害を除き老狸の妖を殺めー勇威を振め後ニ天の誅ニあふく
慶長成敗大川ホ三人の大敵を撃て父兄の怨恨を晴し絶ホ室町殿ホ奉仕て任官
ー終ホ王水正ニ後望ある事間ニ言堅峯豪ガ名邪淫婦岩瀑孝女新月ホ
終ー黨の五雄と称する勇士の列伝霊猿悪魚の怪談ホ五輯ありハ益入佳境新話ゴリ

南久寶寺町心齋橋北ニ入
浪花書肆 伊丹屋善兵衛板

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』　請求記号 特1-1505
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『雲根志 後編4巻』 請求記号 特1-1505

ガラス使用